静岡県人事委員会は、職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月30日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1244

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-15)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第3号(略)	様式第3号(略)
退職手当決定通知書	退職手当決定通知書
(略)	(略)
注 本手当の算出基礎等については、別紙退職手	注 本手当の算出基礎等については、別紙退職手
当計算書写しを参照してください。	当計算書写しを参照してください。
なお、本手当の支給日は、 年 月 日	なお、本手当の支給日は、 年 月 日
です。口座振替の方は、上記の支給日に御指定	です。口座振替の方は、上記の支給日に御指定
の口座に振り込まれます。	の口座に振り込まれます。
また、送金により受けとられる方は、 <u>出納機</u>	また、送金により受けとられる方は、 <u>静岡県</u>
関(出納局会計課)からの別途通知により、金	<u>会計管理者</u> からの別途通知により、金融機関に
融機関にて受領してください。	て受領してください。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 様式第3号の退職手当決定通知書は、当分の間、従前の様式のものによることができる。